

# 2011年 第36回五ヶ所湾合同レース

2011/5/2

主催：J S A F 外洋東海

協力：衣浦フリート

衣浦ヨットクラブ

## 帆 走 指 示 書

### 1. 適用規則

- 1.1. 本レースは以下の規則を適用する。
  - セーリング競技規則 2009-2012 (以下、RRS) に定義された規則
  - セーリング装備規則 (ERS)
  - JSAF 外洋特別規定 (JSAF-OSR)
  - JSAF 外洋レース規則 2009
  - JSAF 外洋東海 2011 年度レース公示
  - IRC Rule 2011 Part A, B, C (IRC 部門)
  - TRS (TRS 部門)
- 1.2. 予告信号から日の出(5:00)まではRRS2章に代えて海上衝突予防法を適用する。
- 1.3. IRCのクルー人数体重制限は適用しない。

### 2. 競技者への通告

- 2.1. 事前：4月30日(土) 12:00までにホームページに掲載する。
- 2.2. 当日：衣浦ヨットクラブに設置する公式掲示板に掲示される。  
公式掲示板、確認時間 5月2日(月) 20:00

### 3. 出艇申告および艇長会議

- 3.1. 事前申告:4月29日(金)までにEメールでJSAF外洋東海帆走委員会へ申告すること。  
乗員の会員証コピーは不要
- 3.2. 当日の申告：5月2日(月) 19:30～21:00 誓約書、JSAF-OSR申告書提出
- 3.3. 艇長会議：5月2日(月) 20:00～ 於：衣浦ヨットクラブ

### 4. レース日程

スタート予告信号予定時間 5月3日(火) 01:55

### 5. コース

衣浦港沖(スタート)→五ヶ所湾口(フィニッシュ) 約50海里  
伊勢湾沖ノ瀬灯浮標の東側は通過禁止  
伊良湖水道および定置網の内側は通過禁止  
(定置網の位置の参考サイト)

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/noriwakame171019/noriwakameindex.html#kumanonada>

### 6. スタート

- 6.1. スターティングラインはポートの端となる点滅するキセノンライトを装着したブイと、スターボードの端となる黄色回転灯を点灯したボートのマストの間とする。

- 6.2. スタートの方法(RRS26を以下に置き換える。)  
スタート5分前(予告信号)提灯1灯を掲げ、音響信号一声を発する。  
スタート4分前(準備信号)提灯2灯を掲げ、音響信号一声を発する。(1灯追加)  
スタート1分前 提灯1灯を掲げ、音響信号一声を発する。(1灯消灯)  
スタート時 提灯を消灯し、音響信号一声を発する。
- 6.3. スタート信号から20分以内にスタートできなかった艇は「DNS」と記録される。
- 6.3. スタートのペナルティー  
RRS30. 1ラウンド・アン・エンド規則を適用する。
7. リコール(RRS29を以下と置き換える。)
  - 7.1 個別リコール  
リコール艇があった場合、音響信号一声を発し提灯1灯を点滅する。  
点滅の時間は全てのリコール艇がスタートライン、またその延長線のプレスタート・サイドに完全に入るまで、あるいはスタート信号後の5分間とする。
  - 7.2. ゼネラルリコール  
スタート信号時にスタートラインのコースサイドにいる艇、もしくは規則30.1の適用を受ける艇を特定できない場合、またはスタートの手順に誤りがあった場合、レース委員会は音響信号二声を発し、提灯2灯を点滅する。(5分程度)  
再スタートは原則として15分後とする。再スタートの6分前に音響信号一声を発し提灯2灯を点灯(10秒程度)する。
8. フィニッシュ  
フィニッシングラインは、五ヶ所湾口のポートの端となる黄色の「楓ブイ」と、スターボードの端となるコミッティーポート「○○○○」のJSAFエンサインを掲げたポールとの間とする。
9. 失格に代わる罰則
  - 9.1. RRS29.1およびRRS30.1に関わる規則違反については、5%のタイム・ペナルティを適用する。
  - 9.2. RRS第2章に関わる規則違反についてはRRS44.3(得点ペナルティー)を適用する。
  - 9.3. エンジンを使用した場合にはプロテスト委員会の判断により、失格または20%のタイム・ペナルティを適用する。
  - 9.4. レーティング証書に関わる重大な規則違反についてはプロテスト委員会の判断により、規則に違反したレースについて、失格または50%のペナルティーを適用する。
  - 9.5. RRS第2章以外の規則違反についてプロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。  
また、軽微な規則違反に関しては、プロテスト委員会の判断により罰則を適用しないことがある。
10. タイムリミット  
タイムリミットは5月3日(火)16:30とし、それ以前にフィニッシュ出来なかった艇はDNFとする。
11. 抗議と救済要求
  - 11.1. 抗議しようとする艇はRRS61.1に加えて、フィニッシュ後直ちに、レース運

営艇に抗議しようとする相手の艇名とその旨を通知しなければならない。

- 11.2. 抗議は所定の書式に記入し、自艇フィニッシュ後1時間30分以内にレース本部へ提出すること。
- 11.3. 抗議に関わる通告は、VOC・志摩ヨットハーバーのレース本部前の公式掲示板により行う。

## 12. 安全規定

- 12.1. 出艇申告書を提出し、スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部に直ちに報告しなければならない。
- 12.2. 上記報告は当該艇の責任者が行わねばならず、第三者に伝言を託してはならない。

## 13. 無線通信

- 13.1. 定時ロールコールは、国際VHF無線機および携帯電話を使用して行う。
- 13.2. 別紙「第36回五ヶ所湾合同レース通信要領」により行う。
- 13.3. 通信の手段、装置は制限せず、また、この内容も外部の援助とはしない。  
(これはRRS41を変更している。)

## 14. 緊急救助体制

各艇からの連絡状況、気象・海象の状況等から遭難の可能性が高いとレース委員会が判断した場合は、当該艇から申告を受けた緊急連絡先に連絡し、協議のうえ海上保安庁に捜索要請を行うことがある。

## 15. 緊急連絡先

三河海上保安署 0532-34-0118  
衣浦海上保安署 0569-22-4999  
鳥羽海上保安部 0599-25-0118  
(同) 浜島分室 0599-53-0300

## 16. レース本部の所在

5月2日(月) 20:00～5月3日(火) 03:00  
衣浦ヨットクラブ: 0569-73-2426  
5月3日(火) 03:00～レース終了まで  
VOC・志摩ヨットハーバー: 0599-66-0933